

28水管第86号
平成28年4月20日

水産政策審議会
会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 森山 裕

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正について
(諮問第263号)

別紙のとおり、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を定
めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法
（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正について

1 現行制度の概要

- (1) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため、特定の海域において操業する漁業者の数等を国が統一して把握する必要がある
- ① かじき等流し網漁業
 - ② 沿岸まぐろはえ縄漁業
 - ③ 小型するめいか釣り漁業
 - ④ 暫定措置水域沿岸漁業等
- については、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第2項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第2項の規定に基づき、操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の1ヶ月前までに、農林水産大臣が定める届出書を届け出なければならないこととされており（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号。以下「省令」という。）第19条第1項）、①から④までの漁業を「届出漁業」と称している（省令第1条第3項）。
- (2) 届出書の提出に当たっては、届出書に記載されている船舶の船名、総トン数、推進機関の種類及び馬力数等の事項に誤りがないか確認する等の観点から漁船の登録の謄本等の関係書類の添付を義務付けており（省令第19条第1項）、届出書及び添付書類については、省令第2条の規定に基づき都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することとしている。
- (3) また、届出漁業を営む者は、(1)により届け出た届出書の記載内容に変更が生じた場合には速やかに都道府県知事を経由して農林水産大臣へ変更の届出を行わなければならないが、このうち、船名又は船舶の総トン数に変更がある場合には、当該事実を証することができる漁船の登録の謄本又は船舶検査証書の写しの添付を義務付けている（省令第19条第2項）。

2 改正の趣旨

- (1) 今般、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）において、届出漁業の届出書等の提出に当たって經由することとなる都道府県が漁船原簿の管理もまた行っていることを踏まえ、事務の効率化等を図る観点から、届出漁業に係る届出を行う際に必要となる添付書類のうち、漁船の登録の謄本の提出を平成28年5月末までに廃止することとされた。
- (2) また、届出漁業を営む者が船名又は船舶の総トン数に係る変更の届出を行う場合についても、都道府県において漁船原簿の確認を行うことにより船名又は船舶の総トン数に係る変更内容の確認を行うことが可能である。
- (3) このため、
- ① 省令第19条第1項を改正し、届出漁業に係る届出を行う場合には漁船の登録の謄本の添付を義務付けることを廃止するほか、
 - ② 省令第19条第2項後段の規定を改正し、届出漁業を営む者が船名又は船舶の総トン数に係る変更の届出を行う場合には、漁船の登録の謄本又は船舶検査証書の写しの添付を義務付けることを廃止することとする。

3 施行時期

平成28年5月中旬（予定）

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

農林水産大臣 森山 裕

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「相続若しくは」を「相続又は」に改め、「又は船名若しくは船舶の総トン数の変更」及び「又は漁船法による漁船の登録の謄本若しくは船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(届出)</p> <p>第十九条 別表第三の上欄に掲げる漁業を同表の下欄に掲げる海域において営もうとする者は、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の一月前までに、農林水産大臣が定める様式による届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届出なければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する書面を添えなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(届出)</p> <p>第十九条 別表第三の上欄に掲げる漁業を同表の下欄に掲げる海域において営もうとする者は、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の一月前までに、農林水産大臣が定める様式による届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届出なければならない。</p> <p>一 漁船法による漁船の登録の謄本</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続若しくは法人の合併若しくは分割又は船名若しくは船舶の総トン数の変更に係るものであるときは、その事実を証する書面又は漁船法による漁船の登録の謄本若しくは船舶安全法に基づく船舶検査証書の写しを添えなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針
(該当部分抜粋)

平成27年12月22日
閣 議 決 定

- (2) 漁業法(昭24 法267)及び水産資源保護法(昭26 法313)
- (i) 届出漁業の操業に係る届出(特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平6農林水産省令54)19条)については、省令を改正し、漁船の登録の謄本の提出を平成28年5月末までに廃止する。あわせて、都道府県内における届出漁業者をまとめて一覧表の形式で届出を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第19条第4項の規定に基づく届出書の様式(平7農林水産省告示471)を平成28年5月までに改正する。

